

神奈川県立鶴見支援学校における取組について

県教育委員会が策定した「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」における取組の一つとして、学校閉庁日の設定を目標としています。

本校では、以下のとおり取り組むことといたしましたのでお知らせします。保護者・地域のみなさまのご理解、ご協力をお願いします。

■本校における基本的な勤務時間について

8時30分から17時まで（ただし週休日（土曜日、日曜日）、休日を除く）。
※担任等へのお問合せは、上記の時間をお願いします。（8：30～8：45は打合せのため除きます。）

■本校における学校閉庁日の設定について

<令和2年度> 8月11日（火）、8月12日（水）、12月28日（月）に設定します。

■保護者・卒業生・地域のみなさまへのお願い

- 学校閉庁日期間中は、学校事務室の窓口業務は行いません。
 - また、電話は繋がりませんので、ご了承ください。
- ※緊急に連絡する必要があるときは、学校携帯へ連絡をお願いします。
（学校携帯の番号は、7月27日付「令和2年8月行事予定」に掲載しています。）

■問合せ先

<学校閉庁日に関することについて>

神奈川県教育委員会行政部教職員企画課企画労務グループ

電話：045（210）8138（直通）

ホームページ：<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/pi7/cnt/f537530/>

<学校に関することについて>

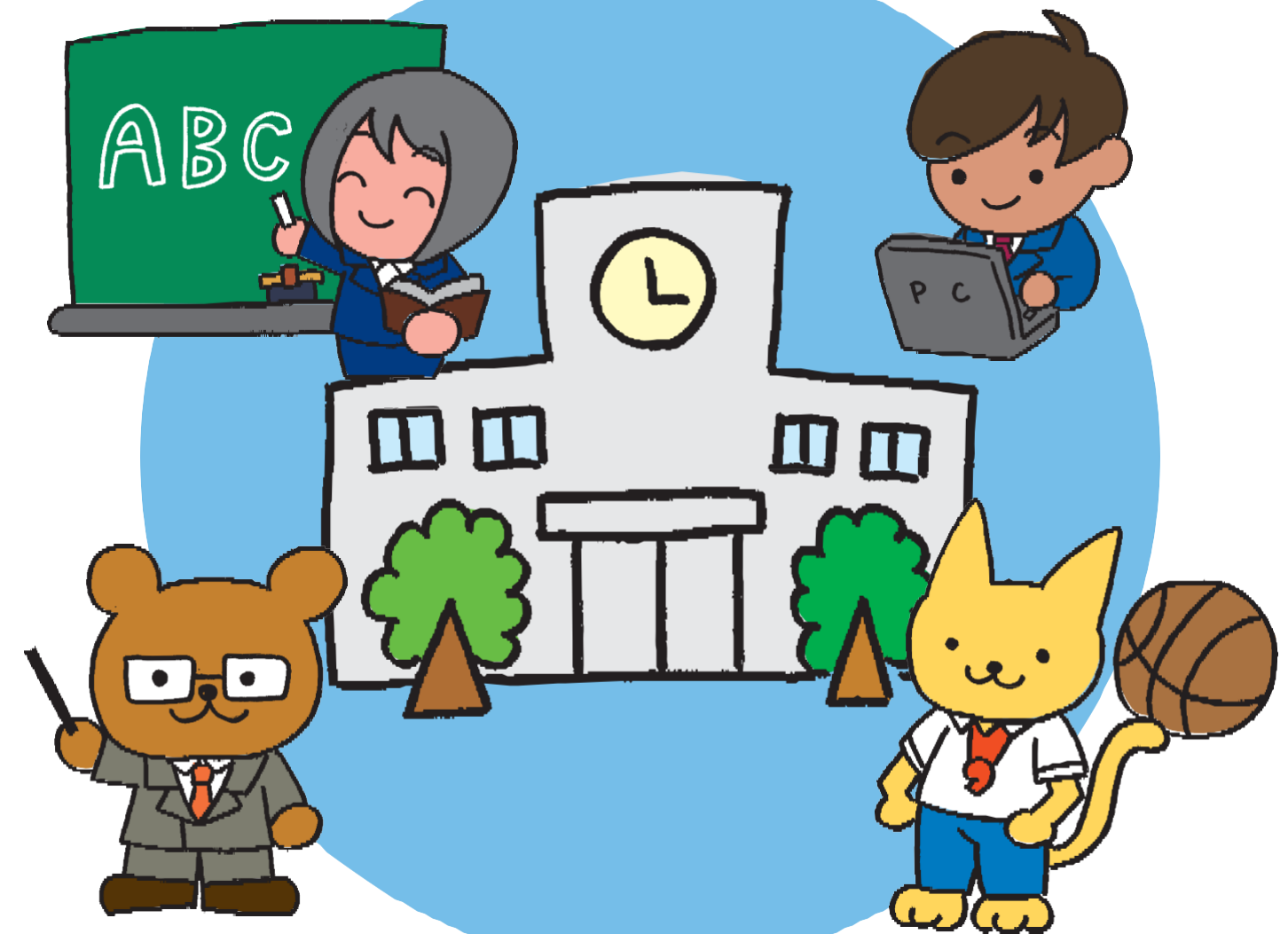
神奈川県立鶴見支援学校

電話：045（573）4787

ホームページ：<https://www.pen-kanagawa.ed.jp/tsurumi-sh/>

神奈川県教育委員会は

神奈川の教員の働き方改革を推進しています！



平成29年度に県教育委員会が実施した、教員の勤務実態調査では、

いわゆる過労死ライン※相当に当たる教員が多数存在することが明らかになりました。

教員は、日々、授業や授業準備だけではなく、いじめや不登校への対応、部活動指導など

広範な役割を担っており、こうしたことが教員の長時間労働の要因と考えられます。

神奈川県教育委員会は、長時間労働の改善に早急に取り組み、教員一人ひとりが子どもたちと

向き合う時間を確保することで、神奈川の教育の質の一層の向上をはかります。

※ 時間外勤務が月80時間超

神奈川県教育委員会

令和元年10月に、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を策定しました。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/pi7/cnt/f537530/index.html>

教員が心身ともに充実して子どもたちと向き合い、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することが学校教育の発展につながります。こうした考えに基づき、県教育委員会では、持続可能な学校における指導・運営体制の構築を目指して、働き方改革を進めます。

■神奈川の教員の働き方改革の目標

①時間外勤務※の上限の遵守

- 「条例等で定める勤務時間を超える在校等時間（時間外勤務）」が、**1か月あたり45時間、1年あたり360時間を超えない**ようにします。
- ※ 「時間外勤務」は、休憩時間を除いた校内に在校している在校時間に、職務として行う研修への参加や、児童・生徒等の引率等の職務に従事している時間を加えた時間を「在校等時間」とし、その「在校等時間」から、条例等で定める勤務時間7時間45分を減じた時間を表しています。

②年次休暇一人あたり年平均取得日数及び学校閉庁日の設定

- 年次休暇一人あたり**年平均取得日数15日以上**を目標とします。
- 長期休業期間中に**5日**を目標として学校閉庁日を設定します。

③「神奈川県の一部活動の在り方に関する方針」の遵守

- 年間指導計画の作成と、**平日1日及び週休日1日の合計週2日以上**の休養日の取得を徹底します。

県教育委員会は、保護者・地域のみなさまのご理解を得ながら、本指針に基づき、教員の長時間勤務の改善に取組み、神奈川の教育の質の一層の向上を図ります。みなさまのご理解、ご協力をお願いします。

■神奈川の教員の勤務実態

平成29年度県立学校勤務実態調査及び市町村立学校勤務実態調査

	県立学校	市町村立学校		
<概要>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年9月～10月実施 ・30校(高校23校、特支7校) ・2,131人対象(有効回答1,939人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年11月～12月実施 ・90校(小学校60校、中学校30校) ・2,402人対象(有効回答2,225人) 		
<過労死ライン※相当の教員の割合> ※時間外勤務が月80時間超				
	小学校	中学校	高校	特別支援
教諭等	35.7%	72.7%	30.3%	4.9%
教頭等	63.4%	70.0%	67.3%	66.7%

- 高校の教諭等は、部活動指導に平日39分、休日1時間32分従事
- 中学校の教諭等は、部活動指導に平日34分、休日2時間53分従事

<実態調査から見た高校教諭の一日>

8:30～朝打合せ	11:50～事務、会計処理	15:20～ホームルーム・清掃指導
8:50～授業	12:40～昼休み（生徒相談）	16:00～職員会議・学年会・部活動指導
9:50～授業準備	13:25～授業	19:00退勤
10:50～授業	14:25～事務、会計処理	

教員の働き方改革に関する Q & A

< 教員の長時間勤務について >

Q 普段は忙しくても、夏休みなどはたくさん休めるのではないですか。

A 教員は、児童・生徒が夏休み中でも普段どおり勤務し、部活動指導、補習、研修、教材研究などを行っています。

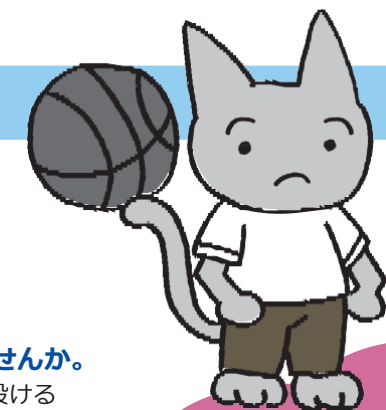
Q 一般企業では、このくらいの長時間勤務は当たり前のことではありませんか。

A 学校に限らず、日本中のあらゆる業種で「働き方改革」に取り組んでいる最中であり、長時間勤務を当然とするような風潮が蔓延、常識化している現状を変えていく必要があると考えます。また、育児や介護等の家庭の事情を抱えながら働く教員も多くいる中、こうした、長時間勤務を前提とした働き方のままでは、教員の離職にもつながりかねず、また、教員を志望する人材の確保が困難になることが心配されます。

< 部活動休養日の設定について >

Q 部活動の練習時間が減ると、技術や体力が落ちてしまいませんか。

A 長時間の練習が必ずしもよいわけではなく、適切な休養日をつけることで、けがを予防したり、心身のリフレッシュによるやる気の向上につながったりする効果も考えられます。また、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を高めるために休養を適切にとることが必要であるとされています。



- 土・日のどちらかは部活動指導
- 代休は取りづらい

